

令和元年10月

飯能市民の皆様

飯能市の景観に関する市民意識調査へのご協力をお願い

飯能市長 大久保 勝
(公印省略)

「飯能市」は、河川、山地、丘陵、台地といった多様な地形条件を有する豊かな自然環境に恵まれており、水と緑からなる本市特有の景観を生み出しています。また、市内には地域の歴史や文化を受け継いだ、趣や風情ある景観も数多く残されています。

本市では、このような魅力ある「飯能らしい景観」の形成に取り組むべく、平成30年3月に景観づくりの指針となる「景観計画」を策定するとともに、宮沢湖周辺地区を景観上重要な地区として「景観形成重点地区」に決めました。

この調査は、中心市街地周辺の皆様のご意見をお聞きし、宮沢湖周辺地区に続く「景観形成重点地区」検討の基礎資料とするため、埼玉大学の協力を得て実施するものです。

調査結果は市ホームページ等での公開はいたしますが、無記名でご回答は統計的に処理するため、ご協力いただいた皆様の個人が特定されることはございません。

お忙しいところ誠にお手数とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 提出方法
①ご記入の上、同封の返信用封筒にて郵便ポストに投函
(切手不要)
②ご記入の上、お近くの地区行政センターまたは建築課
まで持参
- 提出期限 令和元年11月15日(金)
- 問い合わせ先 飯能市建築課建築指導担当
TEL 042-973-2170
E-mail kenchiku@city.hanno.lg.jp
担当 室岡、田島
実施主体 飯能市建築課
実施協力 埼玉大学工学部 環境共生学科 深堀研究室

(調査票)

※回答する前に、飯能市の景観についての説明をお読みください。

【飯能市の景観計画】

景観計画は、飯能市のかげがえのない景観を良好に形成していくための方策を示したもので、市は将来都市像である「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現を目指して、景観づくりを行います。

景観計画の内容は、主に次のような項目が示されています。

- ・良好な景観の形成に関する方針
- ・行為の制限に関する事項(景観条例に基づいた景観を守るためのルール)
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等

【飯能市の景観の魅力について】

飯能市では良好な景観が多く見られます。魅力的な自然景観は、市外から訪れる観光客を楽しませ、自然資源や里山の景観を活かしたエコツーリズムの取り組みは環境省のモデル地区に指定されるなど、高い評価を得ています。また、江戸時代から「市」を中心に発達し、繊維業や林業に関わる歴史や文化の面影を伝える景観が残されているとともに、まちなかには銀座通りなどにぎわいのある通りや昔の風情を残した路地もあり、市民にとって愛着のある景観となっています。さらに、メッツァやムーミンバレーパーク、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園など、飯能の自然環境に北欧の雰囲気を感じることができる景観づくりを行い、観光資源にもなっています。

こうした景観の魅力を決次の世代に継承し、市民が愛着を持ち続け生活の場に誇りが持てるような景観の在り方を定めたものが飯能市の景観計画です。

(自然景観資源)



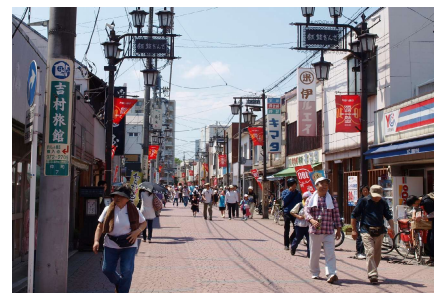
飯能河原

(歴史景観資源)



店蔵絹甚

(都市景観資源)



飯能銀座通り

◆あなた自身についてお聞きいたします。

問1：性別について○をつけてください。

1. 男性 2. 女性

問2：年齢について当てはまるものを選び○をつけてください。

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

問3：お住まいの地域について当てはまるものに○をつけてください。

1. 山手町 2. 本町 3. 八幡町 4. 東町 5. 柳町 6. 仲町
7. 稲荷町 8. 南町 9. 大字飯能 10. 大字久下 11. 栄町 12. 緑町

問4：飯能市での居住年数について当てはまるものに○をつけてください。

1. 1年未満 2. 1年以上～5年未満 3. 5年以上～10年未満
4. 10年以上～20年未満 5. 20年以上～30年未満 6. 30年以上

◆飯能市の景観に対してのお考えをお伺いいたします。

問5：以下に示す飯能市の景観の特徴について、重要であると思うものに○をつけてください。(複数回答可、4つまで)

1. 山なみ・山岳の眺望
2. 森林や農地に残る里地の景観
3. 多様な植物、動物、昆虫が生息する景観
4. 河川、湖、湿地、湧水地などの水辺の空間
5. 古民家が残る山里の景観
6. 古い街道沿いに連なる歴史を感じさせる市街地のまちなみ
7. 商店や住宅が混在しながらも落ち着いた秩序のあるまちなみ
8. 飯能市に残された特定の歴史的、伝統的な建物
9. 細い路地やまち割りから感じられるかつての飯能の面影
10. 敷地の周辺に緑や自然が多い住宅地の景観
11. 自然環境を活かした北欧風のテーマパークなどの観光地
12. 道路や橋梁などの建造物が作り出す景観

問8：飯能市の景観を良くすることでどのような効果があると思いますか。
効果があると思う事項に○をつけてください。(複数回答可、5つまで)

1. 末永く暮らしていきたいという思いが強まる
2. 飯能市の良い景観を次世代に繋げる意識が高まる
3. 歴史や自然環境の学びの機会となり、地域の文化を感じられる
4. 安全かつ安心に暮らせるまちができる
5. 魅力的なまちになり、市外から人が移り住んでくる
6. 行政と市民が協力してまちづくりに取り組む意識が高まる
7. 近隣の住民同士のつながりができる
8. エコツーリズムなど地域の観光振興になる
9. 市街地の商店街などが活性化する
10. その他 ()

問9：これからの飯能市の景観づくりの取り組みとして、以下の項目はどのくらい必要ですか。あてはまる数字1つに○をつけてください。

項目	必要度				
	とても必要である	やや必要である	どちらでもない	あまり必要がない	全く必要がない
住民自ら環境美化活動や景観づくりの活動に参加する機会を創出する	5	4	3	2	1
景観を損なう無秩序な開発や建築物・広告物などについてルールを作り、規制・誘導を行う	5	4	3	2	1
建築物や色、大きさについて住民たちが自主的に約束事、協定などのルールを検討する	5	4	3	2	1
道路や河川、公共建築物などの公共施設のデザインの質を高める	5	4	3	2	1
イベントを通じて、市民や民間企業への啓発活動を行い、景観に関する意識を高める	5	4	3	2	1
積極的な景観づくりを行う市民や団体に対し、市が支援を行う	5	4	3	2	1
一定規模以上の開発や建築物では、専門家や地域団体などが、開発等の前に事業者へデザイン指導を行う	5	4	3	2	1
景観、まちづくりの情報を知ることができる施設、ホームページの充実化を図る	5	4	3	2	1
新築や改築、景観を良くする活動など、まちなかの優れた取り組みを表彰する制度を設ける	5	4	3	2	1

◆景観づくりを重点的に進める地区と景観づくりのルールについて

【景観形成重点地区について】

飯能市は景観計画を策定した際、宮沢湖周辺地域を「景観形成重点地区」として決めました。宮沢湖周辺については、平成31年3月にムーミンバレーパークが開園し、市のリゾート観光や交流拠点として、豊かな自然と観光資源が共存する魅力ある地域とする必要があります。この周辺地域では今後、開発の機運が高まることも想定されることから、重点地区として、市域全域の景観形成のルールに比べて、より一層慎重な景観配慮を促すためのルールが決められています。重点地区が市全域のルールと異なる主な点は以下の3つです。

- ①地区独自の景観づくりの目標が定められている
- ②開発や建物・工作物について市役所に届出をしなければならない物件の範囲が広い
- ③よりきめが細かい景観づくりの配慮が求められる

【景観形成重点地区の追加の検討】

飯能市では、新しい景観づくりの進む宮沢湖周辺地区だけでなく、飯能市本来の景観の特徴を残すいくつかの地区について、「景観形成重点地区」を追加することを検討しています。例えば、飯能市の中心市街地には、飯能の歴史や文化を伝える建造物等が点在しております。

ここでは、こうした中心市街地の景観の魅力を守りつつ、これからの望ましい市街地の景観づくりを進める上で、この地区の景観配慮のルールは今後どうあるべきかについて、市民の皆様のご意見を伺います。



宮沢湖の景観



旧飯能織物協同組合事務所棟

◆中心市街地の景観配慮のためのルール

問10：今後、中心市街地で景観に配慮するルールはどの程度必要かについて伺います。以下の表に示す各項目について、次の2つの点で該当するものに○をつけてください。

①開発や建築物などが一定規模以上の大きさの場合、そのルールはどの程度必要ですか。

②あなた自身が建築物等を所有又は管理するとした場合、そのルールを受け入れることができますか。

景観のルール項目	①ルールの必要性					②あなた自身が受け入れるか				
	非常に必要である	やや必要である	どちらでもない	あまり必要がない	全く必要がない	容認できる	やや容認できる	どちらでもない	やや容認できない	全く容認できない
建築物等の高さに関するルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
建築物等の色彩に関するルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
建築物等の形やデザインのルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
建築物の配置に関するルール（道からの壁面の位置など）	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
生垣・柵・塀に関するルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
広告物の大きさや色に関するルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
敷地内への緑化に関するルール（通りに面する空間）	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
駐車場の緑化やデザインに関するルール	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
建築物や柵などへの西川材の活用	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
伝統的なまちなみを敷地内で表現するルール（大通り沿いの敷地）	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

◆景観づくりへの木材の活用

問 1 1：飯能市には名産の「西川材」があることや、住宅での西川材利用を促進する西川材住宅等建築補助金について知っていましたか？該当するもの1つに○をつけてください。

西川材 ----- 1. 知っていた 2. 知らなかった
西川材住宅等建築補助金 ----- 1. 知っていた 2. 知らなかった

【西川材とは】

荒川支流の入間川・高麗川・越辺川の流域である西川林業地は、気象条件や土壌がスギやヒノキの生育に適しており、また枝打ちや間伐を丹精込めて行っています。そこで作られた木材の名称を「西川材」といいます。西川材は色、艶がよく、年輪が緻密で節が少ない良質な木材となっています。

問 1 2：建築物の一部、道路沿いや敷地境界の柵で西川材を活用することを、景観づくりのために配慮すべきルールとすることについて、どうお考えですか？該当するもの1つに○をつけてください。

1. 賛成であり、ぜひ活用したい
2. 現在西川材を使う予定はないが、ルールとしては賛成だ
3. どちらでもよい
4. 反対だ
5. 其他のご意見



◆景観づくりの啓発について

問13：今後飯能市の景観づくりを推進するにあたり、以下の活動項目について、どの程度参加したいと思いますか？該当する数字1つに○をつけてください。

<div style="text-align: center;">参加意欲</div> <div style="text-align: center;">活動項目</div>	とても参加したい	やや参加したい	どちらでもない	やや参加したくない	全く参加したくない
飯能市の景観に関する写真展や風景画のコンテスト	5	4	3	2	1
景観スポットを巡るまち歩きツアーで飯能市の景観について学ぶ	5	4	3	2	1
まちなみ、景観を阻害する恐れがある看板や建築物を市民が調査する	5	4	3	2	1
景観美化・清掃活動など、景観を学びながらボランティア活動を行う	5	4	3	2	1
景観づくりのルールを考えるワークショップ（市民同士や専門家と話し合う）	5	4	3	2	1
景観シンポジウムで飯能市の景観の成り立ちや景観づくりについて学ぶ	5	4	3	2	1
建築物を建てる際の景観への配慮の仕方を専門家から学ぶ景観講座	5	4	3	2	1
景観づくりガイドブックの発行と活用（個人の建築物や敷地でどのように景観づくりができるか学べる本）	5	4	3	2	1

◆景観づくりへの市民の意識

問14：あなたご自身の景観に対する考え方について伺います。以下の項目について該当するもの1つに○をつけてください。

項目 \ 考え方	とてもそう思う	ややそう思う	どちらでもない	ややそう思わない	全くそう思わない
私はこれまでも、飯能市のまちを良くする活動に参加してきた	5	4	3	2	1
飯能ではまちの景観が悪化する心配は今のところ無いと思う	5	4	3	2	1
行政や専門家に任せるのではなく、自分も景観づくりに協力しなければと思う	5	4	3	2	1
建築物のデザインや敷地の緑化などで、景観づくりに協力するのは負担が大きく難しい	5	4	3	2	1
私はまちの景観を良くする活動を実行できる	5	4	3	2	1
多くの人々が飯能の景観を大切に思っているなら、私も景観づくりに協力をしたい	5	4	3	2	1
他の人の建築物でまちの景観が悪化することもあるので、私は景観づくりに協力できない	5	4	3	2	1
私の敷地だけでもささやかな緑化をすれば、まちの景観が良くなると思う	5	4	3	2	1
市役所が景観のルールを定めてもまちの景観は良くなると思う	5	4	3	2	1
まちの景観づくりについて学んだり、何らかの協力をしてみたい	5	4	3	2	1
わたしは、今暮らしているまちに愛着を感じている	5	4	3	2	1

選択形式の設問は以上です。その他、飯能市の景観についてご意見やご提案、
情報提供などございましたらご記入ください。

【飯能市の景観づくりに関するご意見・ご提案】

ご協力ありがとうございました。